

おひさしぶりです。清友会計舎通信、2ヵ月の休刊となりました。確定申告が終わるとあっという間に桜の季節になりました。春といえば、税制改正。今年の税制改正は、平成 18 年 5 月施行の新会社法の影響を色濃く受けた内容となっています。マスコミの報道では、定率減税や酒税の税率見直しなどがクローズアップされていました。しかし、その影に中小企業に大きな影響のある驚きの改正項目が潜んでいたのです。

平成18年度税制改正特集

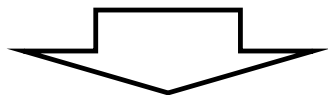
① 企業編

えっ？同族会社の節税封じ？ ～役員に係る給与所得控除相当額の損金不算入～

同族会社の社長とその家族や親族が
その**法人の株式を 90%以上保有**する場合

&

社長一族が**常勤役員の過半数**を
占めているとき



社長(※)の給与に係る給与所得控除額分を
法人税の計算上、利益に加算することになりました
(給与所得控除相当額を損金の額に算入しない)

(※)現段階では詳細は公表されていませんが、オーナー社長の給与のみが対象となる見込みです。

➡ **具体例** (法人税の利益が 300 万円、社長の給与が 600 万円の場合)

社長の給与
年 600 万円

給与所得控除
174 万円

法人税の計算の際
当期利益に 174 万円を加算

➡ **いつから？**

平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。

➡ **対象になる？**

裏面のフローチャート「役員に係る給与所得控除相当額の損金不算入」をご覧ください。

➡ **対策は？**

裏面のフローチャートで「適用なし」となればこの規定は影響しません。
したがって…

- ・従業員や得意先に持株を分散させる(持株を90%未満とする)方法
- ・社長一族以外の使用人を役員に登用し、社長一族が役員の過半数とならないようにする方法
- ・役員報酬の額を再検討する方法・・・などが考えられます。

しかし、これらは根本的に経営上、税務上のリスクを含んでいます。
規定の詳細は追って公表される予定です。ご相談は当事務所まで。

役員賞与が損金算入できる！？

役員の給与は、一月以内の期間を単位として、定期的に同じ額を支給するものは損金算入というのが原則です。
よって、盆暮れなどに増額して役員に給与を支給した場合には、損金不算入という取扱いとなっていました。

➡ 改正後は？

あらかじめの定めに基づいて**確定時期**に**確定額**を支給する役員給与は損金算入となりました。

(例) 役員に対し6月と12月に賞与を支給するとあらかじめ定めておけば、その賞与は損金に算入できるようになります。

※ 会計期間開始の日から**3ヶ月以内**(新任の場合には職務執行開始前)に**税務署に届出**が必要です。

➡ いつから？

平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

役員報酬を業績連動型にできる？

今回の改正では大会社にのみ認められました。

少額減価償却資産の30万円の特例に上限ができました

➡ いつから？

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に**取得**する減価償却資産について適用されます。

飲食代につき交際費の判断基準ができました

➡ いつから？

平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。
(即時償却)が認められる
(合計金額は無制限)

現 行

改正後

損金算入額の上限を

年間合計**300万円**とする

そこで、飲食等の費用の対象者が、専ら社内の者なのか、社外の者なのかを明らかにするため、接待の相手先の名称と参加人数を記録しておく必要があります。(記載事項に誤りがあれば、重加算税等の対象になる!?)

中小企業投資促進税制が延長されました

青色申告法人である中小企業者等が取得する機械装置等に対して初年度30%の特別償却又は7%の税額控除が認められる制度です。(一定のリース契約についても適用できます。)

この制度が平成20年3月31日まで2年延長されました。

また、対象資産に一定のソフトウェアやデジタル複合機が加えられ、電子計算機等以外の器具備品が除外されました。

(裏面につづく)

留保金課税が軽減されます

➡ 制度の概要

同族会社が所得のうち一定の金額を社内に留保したときは、通常の法人税とは別にその留保金に対して特別に課税するという制度です。この制度は資金調達の方法が限られている中小企業にとって内部留保の充実の妨げとなっています。

今回の改正で、対象となる同族会社の範囲が狭くなり、また、留保控除額が拡大されたため、税負担が軽減されます。

		現 行	改正後
留保金課税適用の判定基準		3株主グループによる判定	1株主グループによる判定
留保控除額	所得基準額	所得等の金額×35%	所得等の金額×50%
	定額基準額	年1,500万円	年2,000万円

	積立金控除額	期末資本金×25%－利益積立金	期末資本金×25%－利益積立金
	自己資本比率基準額	－	総資産の額×30%－自己資本の額
不適用措置	創立後10年以内の中小企業者	廃止	
	中小企業新事業活動促進法の 経営革新計画の承認を受けたもの	平成20年3月31日までに開始する事業年度まで適用できる(2年延長)	
	自己資本比率が50%以下の法人	廃止	

➡ いつから?

平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

定率減税が廃止されます

平成17年は年税額の20%、平成18年は年税額の10%、平成19年からは廃止されます。

所得税、住民税の税率が変わります

➡ いつから？

平成 19 年分から適用されます。

所得控除に地震保険料控除(最高5万円)が創設されました

➡ いつから？

平成 18 年分から適用されます。

65歳以上の親から受ける贈与で

相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税

寄付金控除の足切りが引き下げられました

2,500 万円超えた部分 → 一律20%

相続が発生した時

相続財産と合算して相続税を計算し

精算課税に係る贈与税を精算

現行では寄付の額が 1 万円以下の場合には足切りとなり、寄付金控除が受けられませんでした。

今回の改正により、足切りが **5,000 円に引き下げ**られます。寄付金控除が受けやすくなります。

➡ いつから？

平成 18 年分から適用されます。

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例が延長されました

2 年間延長され、平成 19 年 12 月 31 日まで適用できます。

➡ 相続時精算課税制度の概要



また、「550 万円までは贈与税がかからない」でおなじみだった「住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税の計算の特例」(いわゆる5分5乗方式)は平成17年 12 月 31 日までで廃止されました。

住宅取得資金の場合

- 非課税枠が 3,500 万円まで
- 親の年齢制限なし

